

つくば市議会会派代表質問実施要項 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1—5 (略)</p> <p>6 <u>発言通告の締切後に、疾病その他のやむを得ない事由により発言者が質問することができない場合は、当該会派は発言者の変更をすることができる。</u></p> <p><u>7・8</u> (略)</p> <p>9 <u>会派代表質問における発言は、質問項目ごとに行うものとし、その回数は、同一議員につき3回以内とする。ただし、3回目の発言は、意見又は要望に関するものに限る。</u></p> <p>10 <u>会派代表質問における発言は、1回目は登壇して行い、2回目以降は質問席で行う。</u></p> <p><u>11・12</u> (略)</p> <p>13 <u>会派代表質問における発言通告は、会派代表質問発言通告書により会派代表者が議長（<u>議会局</u>）に提出する。</u></p> <p><u>14—16</u> (略)</p>	<p>1—5 (略)</p> <p><u>6・7</u> (略)</p> <p>8 会派代表質問における発言_____の回数は、同一議員につき3回以内とする。ただし、3回目の発言は、意見又は要望に関するものに限る。</p> <p>9 会派代表質問における発言は、<u>全て登壇して</u>_____行う。</p> <p><u>10・11</u> (略)</p> <p>12 会派代表質問における発言通告は、会派代表質問発言通告書により会派代表者が議長（<u>議会事務局</u>）に提出する。</p> <p><u>13—15</u> (略)</p>